

平成三十年四月十日発行
皇學館論叢第五十一卷第二号 抜刷

研究ノート

孝謙太上天皇の宣命「賞罰の二柄」について

大坂彩香

孝謙太上天皇の宣命「賞罰の二柄」について

大坂 彩香

□ 要 旨

古代最後の女帝である孝謙・称徳天皇について、宣命の分析を通して女帝の政治的意識を検証する。とくに皇権の分裂として著名な『続日本紀』天平宝字六年（七六二）六月庚戌条の宣命（宣命第二七詔）を取りあげ、本居宣長『続紀歷朝詔詞解』の解釈を再評価しつつ、「賞罰二柄」が『韓非子』二柄篇に典拠があることを指摘する。この宣命第二七詔の解釈にもとづき、現在の女帝研究を参照したうえで、あらためて奈良時代政治史のなかで孝謙・称徳天皇の位置づけを行ないたい。

□ キーワード

『続日本紀』 宣命 続紀歷朝詔詞解 女帝論 韓非子

はじめに

孝謙・称徳天皇とは古代最後の女帝である。養老二年（七一八）に聖武天皇と藤原安宿媛（光明子）の間に誕生したのが阿倍内親王であり、後の孝謙天皇である。

天平十年（七三八）に立太子し、天平勝宝元年（七四九）に聖武天皇の後を受け皇位につく。天平宝字二年（七五八）に淳仁天皇に譲位、出家して尼となるが、同八年（七六四）に淳仁天皇の位を奪って尼となつたまま重祚し、聖武天皇の目指した仏教中心の政治を行うために道鏡との共同統治を行おうとする。そして、神護景雲四年（七七〇）在位のまま五十二年間の生涯をとじた。

後世、孝謙・称徳天皇の評価として耳にするのが、道鏡に惑わされた女帝というものである。しかし近年では、勝浦令子氏による評伝が刊行され、¹⁾重祚した称徳天皇は「孤高の女帝」である²⁾といは「空前の専制君主」とみる見解など、女帝研究の観点からも改めてその存在に注目が集まっている。³⁾

そのため、本稿では現在の女帝研究から孝謙・称徳天皇の立ち位置を確認し、宣命を分析しながら女帝の政治的意識を検証する。とくに中心とするのは、皇権の分裂として著名な天平宝字六年（七六二）六月庚戌条の宣命（宣命第二七詔）で、「賞罰二柄」の典拠から従来の読解が充分でないことを提示したい。

なお『続日本紀』は新日本古典文学大系本（岩波書店）、『韓非子』は金谷治訳注本（岩波文庫）を使用した。

一、中継ぎとしての孝謙天皇

『続日本紀』から奈良時代の皇位継承を整理すると、①天武・持統両天皇の間に誕生した草壁皇子の男系子孫（文武天皇・聖武天皇）を中心とし、②候補者が幼少の場合、皇族女性（元明天皇・元正天皇）が天皇として即位する流れであったと理解される。また③男系子孫には藤原不比等の子女が嫁して次の天皇の母（藤原宮子・藤原光明子）となっていた。⁴⁾

天平勝宝元年（七四九）に即位した孝謙天皇（在位七四九～七五八）は、①・②・③すべての条件に合致する。ただし皇配（皇婿）が認められない以上、次の天皇については、新たな条件から候補者を探さなければならないことが明白であった。

天平勝宝九年（七五七）に起きた橘奈良麻呂の乱は、このような不確定要素が噴出した政変といえ、光明皇太后を後ろ盾として政変を取捨した藤原仲麻呂（藤原恵美押勝）は政敵を排除し、自分と関係の深い大炊王を皇太子として擁立することに成功する。そして天平宝字二年（七五八）に孝謙天皇は大炊王に皇位を譲った。

大炊王（淳仁天皇、在位七五八～七六四）は舍人親王の子であったので、先に述べた①・②・③の条件とは異なる原理で、新たな皇統が誕生したことになるだろう。見方を変えれば草壁皇子の子孫は絶えることになり、光明皇太后はこのような現状を受け入れ、東大寺盧舎那仏へ宝物の追加奉獻を行なった。⁵⁾

では女性として史上唯一の皇太子となり、女帝として足かけ九年の間在位した孝謙天皇は、みずからをどのようにとらえていたのだろうか。

このことを考える際、検討の材料となるのは宣命である。『続日本紀』に残る孝謙・称徳天皇の宣命は二九編を数え、個性的かつ直截なことばに特徴がある。その宣命に基づきなが

ら、孝謙天皇の意識について検証していく。

とくに取り上げたいのは、『続日本紀』天平宝字六年（七六二）六月庚戌（三日）条の宣命（宣命第二七詔）である。

六月庚戌、喚コ集五位已上於朝堂、詔曰、太上天皇御命以コ卿等諸語部宣久、朕御祖太皇太后御命以コ朕尔告尔、岡宮御宇天皇乃日繼波、加久絶絶奈為。女子能波尔在母止欲令嗣止宣コ、此政行給波。加久為コ今帝止立立須麻比久流間尔、宇夜字也自相從事波无之、斗卑等乃仇能在言期等、不言波辞母言奴、不為依行母為奴。凡加久伊波流倍積朕尔不在。別宮尔御坐坐幸時、自加得言也。此波朕劣尔依之、加久言良之念召波、愧自伊等保奈母念須。又一波朕尔發菩提心緣尔在此良之奈母念須。是以、出家コ、仏弟子止成奴。但政事波、常祀利小事波今帝行給部。国家大事賞罰二柄波朕行幸。加久能狀聞食悟止宣御命、衆聞食宣。（六月庚戌、五位已上を朝堂に喚コ集へて、詔して曰く、「太上天皇の御命以て卿等諸に語らへと宣りたまはく、朕が御祖太皇後の御命を以て朕に告りたまひしに、『岡宮御宇天皇の日繼は、かくて絶えなむとす。女子の繼には在れども嗣がしめむ』と宣りたまひて、此の政行ひ給ひき。かく為て今の帝を立ててすまひくる間に、うやうやしく相従ふ事は無くして、とひとの仇の在る言のごとく、言ふまじじき

「孝謙太上天皇の宣命「賞罰の二柄」について（大坂）

辞も言ひぬ、為まじじき行も為ぬ。凡そかくいはるべき朕には在らず。別宮に御坐坐さむ時、しかえ言はめや。此は朕が劣きに依てし、かく言ふらしと念し召せば、愧しみにとほしみなも念す。また一つには朕が菩提心發すべき縁に在るらしと念す。是を以て、出家して仏弟子と成りぬ。但し政事は、常の祀小事は今の帝行ひ給へ。国家の大事賞罰の二柄は朕行はむ。かくの状聞きたまへ悟れと宣りたまふ御命を、衆聞きたまへと宣る」とのたまふ。

ここで注目したいのは傍線部、『岡宮御宇天皇（草壁皇子）の日繼は途絶えようとしている。女子の跡継ぎではあるが継がそうと思う』とおっしゃって、此の政を行ってきたのである」との一節である。

このくだりからは、「女子の繼には在れども」とあるように、草壁皇統が断絶しないために女子ではあるが即位し、政治に励んできたとの孝謙天皇の意識を読み取ることができる。またこのことは「朕が御祖太皇太后（光明皇后）の「御命」であった」との語りも、押さえておきたい。

二、内親王立太子の背景

それでは、なぜ女子であるのに立太子し、即位したのか。孝謙天皇の立太子時点で立ち戻って、時代の背景から考えていきたい。

当時の皇室では、聖武天皇と皇后の藤原光明子との間に産まれた子どもは阿倍内親王と基王（某王）がいる。基王は生後すぐに立太子するが一年ほどで亡くなってしまふ（『続日本紀』神亀四年（七二八）九月丙午（一三日）条）。そこで草壁皇統を途絶えさせないためには誰を跡継ぎに据えるべきかが問題となる。

聖武天皇にはもう一人、夫人の県犬養広刀自との間に安積親王がいる。次の皇太子に選ばれたのは、この安積親王ではなくなぜ阿倍内親王だったのか、そこには藤原氏の勢力基盤を整え、県犬養氏所生の親王を牽制するためであったと考える。

『続日本紀』によれば、阿倍内親王が立太子したのは、天平十年（七三八）正月壬午（一三日）、その前年天平九年（七三七）は天然痘が流行し、政界を牛耳っていた藤原四子と呼ばれる房前・麻呂・武智麻呂・宇合が相次いで没した。『続日本紀』や『公卿補任』を参照し、天平十年正月にしほって当時の議政官

を列挙すると次のようになる。

右大臣 正二位 橘宿禰諸兄

（天平十年正月十三日任官）

知太政官事 正三位 鈴鹿王

（天平九年九月二十八日任官）

中納言 従三位 多治比真人広成

（天平九年九月二十八日任官）

参議 正四位下 大伴宿禰道足

（天平三年八月十一日任官）

参議 従四位下 藤原朝臣豊成

（天平九年十二月十二日任官）

議政官のなかには豊成を除いて、藤原氏の勢力は居ないことがわかる。その豊成は最も経験の浅い参議で、三二歳と年齢的にも若い。そのためこの年に阿倍内親王が立太子した背景は、宣命第二七詔にあったように光明皇后の意志が強く反映している、藤原氏の権力基盤に配慮した結果と考える。

その点を裏付けるためにまず、安積親王が立太子できる年齢であったかどうかを確認していききたい。安積親王はこの時一〇歳、阿部内親王は二一歳で、年齢的にみると阿倍内親王の方が立太子しやすい年齢にある（文武天皇は一五歳の時に立太子していた）。聖武天皇が病氣などの理由があれば急ぐことも考え

られるが、そのような様子もみられないため、五年位ずらしても問題はなく、年齢以外の理由があると考ええる。

天平宝字六年（七六二）六月庚戌の宣命のなかでは、聖武天皇の血統である安積親王がいながら、なぜ草壁皇統が途絶えてしまうと言われているのだろうか。このことを考えると、光明皇后の皇統観念として草壁皇統であり、なおかつ藤原氏の血統をついでいる人物こそが正統な後継者であるという認識をもっていたと考えざるをえない（先に整理した奈良時代の皇位継承の条件のうちの、①草壁皇子の男系子孫・③藤原氏を母に持つ、である）。

さらに注目したい点は、橘諸兄の右大臣昇進と阿倍内親王の立太子が同じ天平十年正月十三日であることである。橘諸兄は、敏達天皇の裔美努王と県犬養三千代との間に生まれた。つまり、橘宿兄は光明皇后の同母兄となる。橘氏ではあるが、議政官に就く有力な候補がない今、藤原氏のなかで次の候補が現れるまでの中継ぎとして、この叙任があったのではないか。

このように考えていくと阿倍内親王も、藤原氏からするとあくまでも中継ぎでしかなく、藤原氏の意向を叶えてくれる新たな皇位継承候補が現れるまでとしか考えられていなかったと思われる。さらにいえば天平十七年（七四五）の難波行幸で聖武天皇が危篤になったとき、橘奈良麻呂が「陛下、枕席安からず。

「孝謙太上天皇の宣命」「賞罰の二柄」について（大坂）

殆と大漸に至らむとす。然も猶、皇嗣を立つること無し。恐るらくは変、有らむか」と発言したとある（『続日本紀』天平宝字元年（七五七）七月庚戌（四日）条）。立太子後も阿倍内親王の存在を認めない貴族層さえいた。

このことから孝謙天皇は、あくまでも孝謙天皇・藤原氏側からみると淳仁天皇までの中継ぎであり、讓位後になって初めて、自ら政治を行う意識が高まっていったことがこの天平宝字六年六月三日の宣命から読み取ることができる。

三、孝謙太上天皇の自覚

では、中継ぎの意識から自ら政治を行う意識へは、いつ変わったのかについてみていきたい。その意識の変化は、光明皇后の死と孝謙自身の出家が関係していると考ええる。

孝謙天皇は『続日本紀』の天平宝字二年八月庚子朔（一日）条に掲げられた讓位の宣命（宣命第二三詔）で、次のように述べていた。

……然皇_止坐_豆天下政_乎、聞看事者_、劳_岐重_乘事_尔在_利家_、年長久日多_久此座坐_波、荷重力弱在_豆之不堪負荷。加以、掛畏朕婆_、婆皇太后朝_乎母_乎、人子之理_尔不得定省_波、朕情_母日夜不安。是以、

此位避^見間^乃人^尔在^之如理婆婆^尔仕奉^自所念行^見日嗣^止定賜
流^弊皇太子^尔授賜^止宣天皇御命、衆聞食宣。

(……然れども皇と坐して天下の政を聞こし看す事は、勞しき重しき事に在りけり。年長く日多く此の座に坐せば、荷重く力弱くして負ひ荷ち堪へず。しかのみならず、掛けま^{くも}畏^き朕が婆婆皇太后の朝をも人の子の理に^え定省^らねば、朕が情も日夜安からず。是を以て、此の位避りて間の人に在りてし理の如婆婆には仕へ奉るべしと念し行してなも日嗣と定め賜へる皇太子に授け賜はくと宣りたまふ天皇が御命を、衆聞きたまへと宣る)

このように当時四一歳の孝謙天皇が讓位する理由の一つとして、「婆婆皇太后」(光明皇太后)の看病が挙げられている。宣命のなかにみえる「定省」とは、『礼記』曲礼上篇にある言葉で、子が朝夕に父母に仕えること、孝養を尽くすことをいう。漢籍や仏典に由来する言葉が重要なメッセージとして用いられるのが、孝謙天皇の宣命の特色である(この点、宣命第二七詔の解釈で後述する)。

孝謙天皇にとって常に後ろ盾となってきた母・光明皇太后の力は偉大なものであった。その光明皇太后の弱った姿をみて、独立していかなければならないという意識に変化していったと

推測する。

やがて光明皇太后は天平宝字四年(七六〇)に六〇歳で崩じた(『続日本紀』天平宝字四年(七六〇)六月乙丑(七日)条)。今まで守ってくれていた母がいなくなり、これまで仕えてきた藤原仲麻呂は新たに擁立した淳仁天皇のもとで政治を主導している。孝謙太上天皇にしてみれば、今まで周りで指示を出していた人間は一人もいなくなった。この時四六歳の孝謙太上天皇は、今まで感じたことのない孤独感と、自らの意思で行動できる解放感を得たのではないか。

その孤独感と解放感の両方を得た孝謙太上天皇は、出家の道歩んでいく。出家した日は史料的に明確に書いてはいないが、可能性として二つの史料をみていきたい。一つ目の史料は『続日本紀』天平宝字六年五月辛丑(二三日)条である。

辛丑、高野天皇与^レ帝有^レ隙。於^レ是、車駕還^二平城宮^一。帝御^二于中宮院、高野天皇御^二于法華寺^一。

(辛丑、高野天皇と帝と、隙有り。是に、車駕、平城宮に還りたまふ。帝、中宮院に御します。高野天皇は法華寺に御します)

「帝」(淳仁天皇)と不和になった「高野天皇」(孝謙太上天皇)が法華寺に御したことを伝える著名な記事である。法華寺は、母・光明皇后の旧宅を改めて創建された尼寺である。

もう一つの史料は、『続日本紀』宝龜三年(七七二)四月丁巳(六日)に道鏡が没した記事である。そのなかに「宝字五年、保良に幸したまひしより、時看病に侍して稍く寵幸せらる」とあり、天平宝字五年(七六一)に保良宮に行幸し、看病について道鏡を寵愛したことが読み取れる。この行幸は『続日本紀』天平宝字五年十月甲子(二三日)の記事に「甲子、保良宮に行幸したまふ」と確認できることから、孝謙太上天皇は天平宝字五年十月十五日から天平宝字六年五月二十三日の間に出家したと考えられるのである。

出家し仏弟子になることで、仏教の力を借りて父・聖武天皇が目指した仏教を中心とした政治を行っていきたい気持ちの高まりと、出家することで「女子の継には在れども」と言われてきた性別の問題も超越することにつながる。淳仁天皇や藤原恵美押勝に対する不満とともに、政治への意識が高まっていったと考える。

四、「賞罰の二柄」

その高まりを感じるのが、宣命第二七詔のなかで「国家の大事賞罰の二柄は朕が行う」と宣言した部分である。

この部分の原文をもう一度見てみると、「但政事、常祀利小事波今帝行給部。国家大事賞罰二柄波朕行幸」とあり、漢文の語法では対句で構成されるから、四字句で区切って「国家大事」||「賞罰二柄」と読まなければならない。これはその前の淳仁天皇が持つ権限として「政事常祀」「小事今帝」に対応する。なによりこの「二柄」とは、『韓非子』二柄篇に典拠があり、君主が握るべき二つの権限のことである。

明主之所導制其臣者、二柄而已矣。二柄者刑徳也。何謂刑徳、曰殺戮之謂刑、慶賞之謂徳。為人臣者、畏誅罰而利慶賞、故人主、自用其刑徳、則群臣畏其威、而歸其利矣。(明主の導りて其の臣を制する所の者は、二柄のみ、二柄とは刑と徳なり。何をか刑徳と謂う。曰わく、殺戮これを刑と謂い、慶賞これを徳と謂う。人臣為る者は、誅罰を畏れて慶賞を利とす。故に人主、自ら其の刑徳を用うれば、則ち群臣其の威を畏れて、其の利に歸す)

二柄は刑と徳である。徳とは賞、刑とは罰のことである。「賞罰」という言葉であれば、天平宝字八年九月二十日の宣命にもみられ、孝謙太上天皇が強く意識していたことが読み取れる。

孝謙太上天皇は皇太子時代に師とした吉備真備から『礼記』『漢書』を学び、漢籍にも造詣が深かった（『続日本紀』宝龜六年十月壬戌条の吉備真備薨伝）。先に挙げた孝謙天皇の讓位宣命（宣命第二三詔）に『礼記』曲礼上篇にある「定省」の語が用いられていたように、淳仁天皇・藤原惠美押勝と訣別し、みずから政治権力の行使する決断する局面では、法治主義を説き、君主の権力について論じる『韓非子』を踏まえ、その核心にある「二柄」の語を用いたのではないだろうか。法家の文献『韓非子』の日本への請来時期を確認することはできないが、類書を介して知られていたことは確実だろう。もちろん平安初期の漢籍目録である『日本国見在書目録』には「韓子」として掲載されている。

これまでの宣命の解釈では、新日本古典文学大系本『続日本紀』三が補注で「二柄」は、これも詔詞解がいうように、賞と罰の二つと解すべきであろう」と述べたにも関わらず、「国家の大事」と「賞罰」が二つであるとして並列させるのが主流である。しかし漢文の語法と典拠の二点から受け入れ難い。なにより、本居宣長が宣命の注釈研究のなかで「二柄」を注釈し、

「二柄は、フタツノモトと訓べし、廿八詔に、政乃柄平執天とも有、柄といふは、柄を執持て、その器物を、心のままにつかふにたとへる、漢文也、二は、賞と罰と二也」と述べていることが参考になる。明示しないものの、宣長は「二柄」が『韓非子』に由来する漢語であることに気付いているようである。『韓非子』に典拠があるのだから、「国家の大事」である「賞罰」は、君主である孝謙太上天皇自らが執り行っていくとの宣言である。この意味するところはきわめて重大で、孝謙太上天皇は「二柄」を握ること、つまり国家の統治者は自分であることを強く自覚し、百官に対して宣言したのである。『韓非子』を典拠として、むきだしで権力闘争を表明したといつてよい。

二年後の惠美仲麻呂の乱（藤原仲麻呂の乱）において、孝謙太上天皇は淳仁天皇や藤原惠美押勝との権力闘争に勝利し、再び天皇として即位するのであるが、そこにいたる局面として、天平宝字六年（七六二）六月の宣命が持つ政治的意味は、従来の理解以上に大きい。庇護者を失った孝謙太上天皇という女性が、中継ぎではない自らの役割を自覚し、統治者として実権を奪い返した。これが奈良時代政治史の分岐点となるのである。

むすび

これまで、孝謙・称徳天皇を皇太子から太上天皇の時代まで順にみていった。女帝研究のなかでは、皇太子となった点や尼となつてからの重祚をクローズアップし、女帝としては特別な存在として考えられてきた。

しかし、政治的状况をみてみると藤原氏からの影響を受けての立太子そして即位で、この時点で他の女帝と大きな違いはない。その藤原氏の中で孝謙天皇に一番の影響を与えたのは紛れもない光明皇后である。その点については宣命からも読み取ることができ、孝謙時代は光明皇后の傀儡政治であった。

そして、光明皇后の崩御によつて自由を勝ち得た孝謙天皇は、自らの政を行いたいという自覚が芽生え、それを支えるのが仏教であり道鏡であったとみればよいだろう。道鏡を後継者に考えていたとの先行研究は多いが、その発想こそが女帝を矮小化する根源である。正統な血統を引く自負があり、父の政治を受け継ぐ使命を自覚し、権力闘争を経て再び君主として即位した称徳天皇である。ただ寵愛していた道鏡に皇位を簡単に譲ることは考えにくい。皇位を譲るに足りる人が見つかるまで、自らの政治を行つていこうという段階での崩御であった。

「孝謙太上天皇の宣命」「賞罰の二柄」について（大坂）

孝謙・称徳天皇は常に付きまとう女性という性別の壁を超えるために様々な手を講じたことが確認できる。その大きな力になったのが仏教である。仏教の力を借り、そして唐を治めた女性皇帝の則天武后をモデルにし、より良い国家づくりのために生涯を捧げたといえるだろう。これまでの惑わされた女帝像ではなく、光明皇后を含む藤原氏からの脱却を図りながらも、両親を心から尊敬し、自らが目指す国家統治への道を邁進した強い女性天皇像を見出すことができるのではないか。

注

1 勝浦令子氏『日本評伝選 孝謙・称徳天皇』（ミネルヴァ書房、二〇一四年）

2 古市晃氏「孝謙・称徳天皇―孤高の女帝」、栄原永遠男氏編『平城京の落日』（清文堂出版、二〇〇五年）。吉川真司氏『天皇の歴史02 聖武天皇と仏都平城京』（講談社、二〇一一年）。

3 荒木敏夫・佐藤長門・仁藤敦史・善江明子、「司会」小倉慈司・川尻秋生「座談会 古代女帝研究の現在」（『日本歴史』七九六、二〇一四年九月）など

4 これらの条件を正倉院宝物の伝来から説明した研究として、蘭田香融氏「護り刀考」『日本古代の貴族と地方豪族』（塙

書房、一九九二年）や東野治之氏「元正天皇と赤漆文櫛木厨子」〔『日本古代史料学』岩波書店、二〇〇五年、初出一九九八年〕がある。

5 木本好信氏「草壁皇統意識と光明皇太后」（奈良朝政治と皇位継承）高科書店、一九九五年、初出一九九〇年）、瀧浪貞子氏「孝謙女帝の皇統意識」（『日本古代宮廷社会の研究』思文閣出版、一九九一年）、木本好信氏「草壁皇統意識と称徳女帝」（『奈良朝政治と皇位継承』高科書店、一九九五年、初出一九九四年）、栄原永遠男氏「光明皇太后と法華寺」（『奈良時代の写経と内裏』塙書房、二〇〇〇年、初出一九九八年）。栄原永遠男氏は、光明皇太后と藤原仲麻呂の間で孝謙天皇の次の皇位継承をめぐる意識にズレのあることを論じている。

6 福山敏男氏「大和法華寺」（『日本建築史の研究』桑名文星堂、一九四三年）、太田博太郎氏「法華寺の歴史」（『大和古寺大観』岩波書店、一九七八年）、山本幸男氏「法華寺と内裏―孝謙太上天皇の居所をめぐる―」（『南都仏教史攷』法藏館、二〇一五年、二〇〇〇年初出）を参照。

7 小島憲之氏は、孝謙天皇が群臣に皇太子の候補を諮問したときの藤原仲麻呂の発言「臣を知るは君に若くは莫し。子を知るは父に若くは莫し」（『続日本紀』天平宝字元年四月辛巳

〔四日〕条）を挙げ、この句が『韓非子』十過・『管子』大匡にあること、しかし、このような「短文の佳句名句」は書物からの引用ではなく、「当時の官吏の口にしてゐた句」と判断された。小島憲之氏『上代日本文学与中国文学』（塙書房、一九六五年）一四六五―一四六六頁

8 新日本古典文学大系本『続日本紀』三（岩波書店、一九九二年）、巻第二十四の仲介は佐々木惠介氏が担当。これに対して『続日本紀』の現代語訳では、「国家の大事と賞罰との二つの大もとは朕（孝謙）がおこなうこととする」（直木孝次郎他訳注『続日本紀』3（平凡社、一九九〇年）九三頁。巻第二四の現代語訳担当者は西本昌弘氏）、「国家の大事と賞罰との二つの大^{おおもと}は朕が行なうこととする」（宇治谷孟『続日本紀』中、講談社学術文庫、一九九二年）とある。

9 本居宣長「続紀歴朝詔詞解」、享和三年（一八〇三）刊行。『本居宣長全集』第七卷（筑摩書房、一九七一年）三五四頁

10 宣命第二七詔をめぐるでは、その実効性を再検証する議論が続いている。宣言後の政治推移に関しては、内容理解とは別の観点から検討する必要があるだろう。山本幸男氏「孝謙太上天皇と道鏡―正倉院文書からみた政柄分担宣言期の仏事行為―」（『奈良朝仏教史攷』法藏館、二〇一五年、二〇〇四年初出）、木本好信氏「孝謙太上天皇・淳仁天皇の帝権分離

について―天皇権力と専権貴族の政治闘争再論―」（『奈良時代の政争と皇位継承』吉川弘文館、二〇一二年。二〇〇五年初出）。

付記 本論文は平成二十七年年度に皇學館大学文学部国史学科に提出した卒業論文「孝謙・称徳天皇の研究」の一部である。

（おおさか あやか・小学校教諭）

「孝謙太上天皇の宣命「賞罰の二柄」について（大坂）